

収納代理金融機関検査 根拠法令

○地方自治法施行令（抄）

（昭和二十二年五月三日）

（政令第十六号）

（指定金融機関等の検査）

第百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。

2 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 監査委員は、第一項の検査の結果について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

○さいたま市会計規則（抄）

平成 13 年 5 月 1 日

規則第 61 号

（指定金融機関等の検査の実施）

第 116 条 会計管理者は、指定金融機関にあっては毎年 2 回、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあっては毎年 1 回の定期検査を実施するほか、必要があるときは、臨時検査を行うものとする。

2 区会計管理者は、指定金融機関又は指定代理金融機関に対して、毎年 1 回の定期検査を実施するほか、必要があるときは、臨時検査を行うものとする。

3 前 2 項の検査は、実地又は書類により行うものとする。

下水道事業収納取扱金融機関検査 根拠法令

○地方公営企業法（抄）

（昭和二十七年八月一日）

（法律第二百九十二号）

（財務規定等が適用される場合の管理者の権限）

第三十四条の二 第二条第二項又は第三項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。ただし、管理者の権限のうち当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。

○さいたま市下水道事業の設置等に関する条例（抄）

平成 16 年 12 月 27 日

条例第 73 号

（会計事務の処理）

第 7 条 法第 34 条の 2 ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

○地方公営企業法施行令（抄）

（昭和二十七年九月三日）

（政令第四百三号）

（出納取扱金融機関等における出納事務の取扱い）

第二十二条の三 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入通知書その他の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に基づかなければ、地方公営企業の収入を収納することができない。

2 出納取扱金融機関は、管理者の振り出した小切手又は管理者の通知に基づかなければ、地方公営企業の支出の支払をすることができない。

3 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業の収入を収納した場合、又はその払込みを受けた場合は、これを当該地方公営企業の預金口座に受け入れなければならない。

4 収納取扱金融機関は、前項の規定により地方公営企業の預金口座に受け入れた収入を、管理者の定めるところにより、出納取扱金融機関（出納取扱金融機関が二以上ある場合においては、当該二以上の出納取扱金融機関のうち管理者が定める一の出納取扱金融機関（以下「総括出納取扱金融機関」という。）とする。）の当該地方公営企業の預金口座に振り替えなければならない。出納取扱金融機関が二以上ある場合において、総括出納取扱金融機関以外の出納取扱金融機関にあつても、また同様とする。

5 出納取扱金融機関が二以上ある場合において、総括出納取扱金融機関以外の出納取扱金融機関は、地方公営企業の支出の支払をしたときは、管理者の定めるところにより、これを総括出納取扱金融機関に通知しなければならない。

（出納取扱金融機関等に対する検査）

第二十二條の四 管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合は、その結果に基づき、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 監査委員は、第一項の検査の結果について、管理者に対し報告を求めることができる。

○さいたま市下水道事業財務規則（抄）

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 117 号

（準用規定）

第 32 条 会計規則第 114 条から第 119 条までの規定は、会計事務の検査について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 116 条第 1 項	指定金融機関	出納取扱金融機関（出納取扱金融機関が 2 以上ある場合は、総括出納取扱金融機関）
	指定代理金融機関	出納取扱金融機関が 2 以上ある場合で、総括出納取扱金融機関以外の出納取扱金融機関
	収納代理金融機関	収納取扱金融機関